

## 医療法人社団 誠恵会

### 指定居宅介護支援事業所 みやびの里 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団 誠恵会が開設する指定居宅介護支援事業所 みやびの里（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 3 事業所は、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 5 事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所 みやびの里
- (2) 所在地 さいたま市北区别所町920

#### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 主任介護支援専門員 1人（常勤職員、介護支援専門員と兼務）  
管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援業務を行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 3人（常勤職員3人）  
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜までとする。ただし、12月31日から1月3日まで及び祝祭日を除く ※ただし、休日に緊急対応することもある。
- (2) 営業時間 9時00分から18時00分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、常時連絡が可能な体制をとる。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1) 相談の場所         | 事業所相談室                                   |
| (2) 課題分析票の種類      | 厚労省に表示されている23項目の課題分析項目が記載されている独自のアセスメント票 |
| (3) サービス担当者会議開催場所 | <u>利用者宅又は当該事業所等</u>                      |
| (4) 居宅訪問頻度        | 最低月1回以上                                  |

2 第7条に定める通常の事業の実施区域を越えて行う居宅介護支援に適した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 通常実施地域を超えた、片道10キロ未満 1000円
- (2) 通常実施地域を超えた、片道10キロ以上 2000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、さいたま市(全域)、上尾市、および伊奈町とする。

(虐待防止に関する事項)

第8条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業者は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員より誓約書として提出させる。
- 4 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人社団 誠恵会 理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

- この運営規程は、平成17年 6月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成21年 1月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成22年 4月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成22年 7月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成26年10月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成27年 2月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成28年 1月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成29年10月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成30年 4月 1日より施行する。  
この運営規程は、平成31年 2月 1日より施行する。  
この運営規程は、令和 3年 8月 1日より施行する。  
この運営規程は、令和 5年 5月 1日より施行する。  
この運営規程は、令和 5年 6月 1日より施行する。  
この運営規程は、令和 5年 8月 1日より施行する。  
この運営規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。